

# 共同利害と幻想的共同利害

——『ドイツ・イデオロギー』を中心にして——

原 田 実

われわれは、この問題について詳細な検討を試み、独自の見解を発表されている細谷昂氏の所説をてがかりとして考察を進めることにしよう。氏の『ドイツ・イデオロギー』における「共同利害」の概念の検討は、主としてマルクスとエンゲルスのそれについての見解の「くいちがい」<sup>(1)</sup>について行われているので、氏が検討されているマルクスとエンゲルスの文章をあらかじめかかげておくことが、便宜かつ適切であるかと思われる。若干長くなるが煩を厭わず引用しておくことにしよう。

(1)「さらに分業と同時に、各個人あるいは各家族の利害と、相互に交通しあうすべての諸個人の共同の利害 (gemeinschaftliche Interesse) とのあいだの矛盾が生ずる。しかもこの共同の利害は、ただたんに表象のうちに『普遍的なもの』 (Allgemeines) としてあるのではなくて、何よりもまず現実のうちに、相互に分業していることによって依存しあっている諸個人の関係として実在する。」(花崎皋平訳『新版ドイツ・イデオロギー』合同出版65ページ)<sup>(2)</sup>

(2)「まさにこの特殊利害と共同利害との矛盾から共同の利害は国家として、現実的な個別的利害および総体的利害から切り離された自立的な姿態を、同時に幻想的な共同性 (illusorische gemeinschaftlichkeit) として自立的な姿態をとる。しかし、それはつねに、各家族集団および部族集団のうちに現存するもろもろのきずな、たとえば肉と血、言語、比

較的大規模な分業と、その他の諸利害といった実在的な土台のうえに立っており、ことに、あとで述べようと思うが、分業によってすでにつくりだされている諸階級、すなわち各種の人間集団ごとにわかれて、そのうちのひとつが他を支配するような、諸階級という実在的な土台のうえに立っているのである。ここから結論されることは、国家内部のあらゆる闘争、民主制、貴族制、君主制をめぐる闘争、選挙権のための闘争等々は、種々の階級のあいだの現実的闘争がとる幻想的形態 (illusorische Formen) ——およそ普遍的なものは共同的なものの幻想的な形態である——以外のなにものでもないものであり……………」(65-66)

(イ)「諸個人は、ただ彼らの特殊な利害、かれらにとってかれらの共同の利害とは一致しない利害のみを追求するからこそ、この共同の利害は、かれらには『疎遠な』そしてかれらから『独立』なもの、それ自体ふたたび特殊なかつ独特な『普遍』利害とみなされるのである。あるいは民主制の場合のように、諸個人自身、この分裂のなかで動かざるをえない。それだから他面では、共同の、および共同と幻想される利害とに対して、たえず實際上対立してあらわれる諸特殊利害の実践的闘争は、国家としての幻想的『普遍』利害 (illusorische „Allgemein“-Interesse) による実践的な介入と制御を必要としている。」(66-67)

〔(イ) (ロ) (ハ) は筆者、(イ)はエンゲルスの執筆による本文の文章であり、(ロ)はエンゲルスの執筆による欄外注記であり、(ハ)はマルクスの執筆による欄外注記である。下線部分はあとから追記されたものである。〕

さて、細谷氏はエンゲルスの執筆による本文(イ)と欄外注記(ロ)について次のように述べられている。

「このエンゲルスの本文と欄外注記の趣旨は、『一般的なもの』を頭のなかからたたきだすことを主張するシュティルナーの観念論批判であり、その実在的根拠を分業における相互依存、共同利害に求める点にあるといえよう。したがって国家についても、分業による階級分化をおさえながら、それは共同利害の自立化だがしかし完全な自立ではなく、実在的な土台をもつものだという点を強調している。つまりここでは、国家と

して自立化する共同利害は幻想ではなく実在なのである。政治闘争が『幻想的形態』だというのも共同性について幻想だといっているわけではなく背後に実在的土台があるのだという意味である。ところがこの欄外注記にエンゲルスみずから『そして同時に幻想的な共同性 (illusorische Gemeinschaftlichkeit) として』および『およそ一般的なものは共同性の幻想的形態』と二個所追記している。なぜわざわざ後から共同性についての幻想的規定が追補されたのであろうか。そこに、なんらかのマルクスの指摘があったのではなからうか。その内容を示すのが、右のエンゲルスの欄外注記にすぐひきつづくマルクスの欄外注記〔引用(ハ)——原田〕であるように思われる。<sup>(3)</sup>

見られるように、氏は、エンゲルスが「それ(国家——原田)は共同利害の自立化だが、しかし完全な自立ではなく、実在的な土台をもっているという点を強調している」として「国家として自立化する共同利害は幻想ではなく実在なのである」という結論を引きだされている。

先に引用した『ドイツ・イデオロギー』の叙述において重要なことは、そこに書かれている意味を正確に理解するということである。引用した叙述は、いずれも難解であって容易にその意味を理解しうるものではない。「共同の利害」とは具体的にどのような内容のものなのか、またそれが「特殊利害と矛盾する」とはどういうことを示すのか、さらにまた「完全な自立」にしる「不完全な自立」にしる「共同利害の自立化」とはどういうことなのか、これらの点こそがまずもって究明されなければならない。こういったことをぬきにして「共同利害の自立化」が「完全な自立」かそうでないか、あるいはそれが「実在」か「幻想」かということをいくら議論してみてもあまり意味のあることとは思えないのである。したがって、氏の主張についてはもはやこれ以上見ていく必要はないわけであるが、しかしこれでは氏の主張をとりあげた意味がなくなるのでもう少し見てみることにしよう。

氏の主張の趣旨は、エンゲルスにおいては本来「幻想的な共同性」という概念は存在しなかった、それはマルクスの指摘を受け入れてエンゲ

ルスによって「追補された」ものである，したがってエンゲルスの主張は「必ずしも整合的とはいえない」<sup>(4)</sup>ということにある。

エンゲルスの言う「共同利害の国家としての自立化」と，氏にしたがえばエンゲルスが後にマルクスの指摘にしたがって「追補」した「幻想的な共同性」が「整合的」でないかどうかは「自立化」および「幻想的な共同性」の理解の仕方にかかわっている。

エンゲルスは、「共同の利害」は「現実的な個別的利害および総体的利害から切り離された自立的な姿態」をとると述べている。ここで「現実的な」利害という意味は物質的な利害＝経済的な利害以外の意味は考えられないであろう。したがって国家として自立的な姿態をとっている共同利害は、「現実的な」，すなわち物質的な利害ではない。物質的な生産における相互依存性＝共同利害が特殊利害と矛盾するために，共同利害は物質的生産の領域から切り離されて，国家としてすなわち政治的秩序として自立的な姿態をとるというのである。敷衍すれば国家，すなわち政治的領域は現実的，物質的な利害関係から独立に存在することになるのであり，そしてその独立に存在するところの国家が現実的，物質的利害関係に介入してくるというのである。

以上において，われわれは「共同利害の国家としての自立化」がどういうことを示すものであるかがほぼ理解しえたと思うので，次に「幻想的な共同性」ということについて見てみよう。「幻想的な共同性」というのは，真実の共同性ではない，偽りの，ごまかしの共同性ということである。では，幻想的でない，真の共同性というものはどういう共同性であるのか。マルクス・エンゲルスは次のように述べている。

(二)「分業による人格的な諸力（諸関係）の，物的な諸力への転化，これがふたたび廃止されうるには，それについての一般の観念を頭のなかから追いだすのではだめなのであって，諸個人がこの物的な諸力をふたたび自己の支配下に服せしめ，分業を廃止するのでなければならない。このことは共同社会（Gemeinschaft）なしには不可能である。共同社会のうちのみ，各個人にとって，自己の素質を全面的に発達させる手段

が存在する。またそれゆえ、共同社会のうちでこそ人格的自由も可能となる。従来の共同社会の代用物 (Surrogaten der Gemeinschaft), すなわち国家等々においては、人格的自由は支配階級的生活諸関係のうちでそだった諸個人にとってのみ、そしてまさに、かれらがこの階級に属する諸個人であったかぎりでのみ、存在したにすぎない。いままで諸個人がそこへ結集していたみせかけの共同社会 (scheinbar Gemeinschaft) は、いつでもかれらから離反して、かれらに対立していた。しかも同時に、それはある階級の他の階級に対する団結であったから、被支配階級にとってはそれはただたんにまったくの幻想的共同体 (illusorische Gemeinschaft) であったばかりでなく、ひとつのあたらしい桎梏でもあった。真の共同社会 (wirklichen Gemeinschaft) においては、諸個人は、かれらの連帯 (Assoziation) のうちで、また連帯をとおして、同時にかれらの自由を獲得する。」(137-138)

この叙述は、細谷氏にしたがえばエンゲルスの見解であり、「エンゲルスの地の文」(引用イ)と後でエンゲルスがマルクスの指摘を受け入れて補足した「欄外注記」(引用ロ)とが「不整合」であり、したがってその「整合化をはかった」叙述であるとされるのであるが、しかしこの問題については後に見ることにしよう。上の引用から明らかなように、「真の共同社会」というのは、すべての諸個人が「かれらの連帯のうちで、また連帯をとおして、同時にかれらの自由を獲得」することのできるそういう社会である。共同社会のこのような規定にてらして見るとき、これまで「共同利益」あるいは「共同社会」を体現するといわれている国家においては、ただ支配階級に属する諸個人にのみ「人格的自由」が与えられたにすぎず、したがってそれは「真の共同社会」ではなく、「みせかけの共同社会」=「幻想的な共同社会」であるというわけである。つまり、国家というものは外見上は全社会の利益を代表し、「共同社会」の形式をもって現われるのであるが、しかしその実際の内容は「分業によってすでにつくりだされている諸階級、すなわち各種の人間集団ごとにかかれて、そのうちの一つが他を支配するような、諸階級という実在的土

台のうえに立っているのであり」、それによって規定されているというのが引用（ロ）の叙述の内容なのである。

細谷氏は、先に見たように「国家として自立化する共同利害は」「実在的土台」をもつからそれは「幻想ではなく実在なのである」と引きだされてくるわけであるが、しかしエンゲルスは国家として自立化した共同利害は幻想的な形態を、つまり全社会の利益を体現しているかのような形態をとるけれども、その真の内容は「実在的土台」=階級的関係によって規定され、制約されているということを述べているのである。「国家として自立化する共同利害」が「実在」か「幻想」であるかというならば、それは「実在」するに決まっている。まさに「国家として」「実在」しているのである。しかし、国家が現している「共同性」は真の共同性ではない、偽りの「共同性」=「幻想的な共同性」であると言っているのである。

さて、以上のように理解しうるならば、氏の主張される「エンゲルスの地の文」と「マルクスの『幻想的な一般利害論をうけて追補された『幻想的な共同性論』』とのあいだには「不整合」は存在しないのであり、首尾一貫した主張として理解しうるのである。<sup>(5)</sup>しかし、細谷氏はそこに「不整合」を見だし先の引用(=)の叙述について、次のように主張される。

「自立化した共同利害は支配階級にとっては実在であり、すこしも幻想ではないが、被支配階級からみれば幻想の共同性にすぎないと、整合化をはかったのがここにおける『見せかけの共同社会』論ではなかろうか。」<sup>(6)</sup>

すでに見たように「自立化した共同利害」は国家として「実在」しているのであって、このことは支配階級においてであろうと被支配階級においてであろうと同じことである。支配階級においては彼らの「人格的自由」を保証するものとして、被支配階級にとっては「桎梏」として「実在」するのである。<sup>(7)</sup>しかし、一方には「人格的自由」を保証し、他方には「桎梏」として存在するならば、その「共同社会」は真の共同社会と

いうことはできず、偽りの「共同社会」であり、共同社会のIllusionにほかならないであろう。エンゲルスが追記した「およそ普遍的なもの（氏は、「一般的なもの」と訳されている）は共同的なものの幻想的な形態である」というのも、「普遍的なもの」、つまり国家、法等は真の「共同性」ではなく、その「幻想的な形態」にほかならないということを言ったものと思われるのである。

- (1) 細谷昂『マルクス社会理論の研究』東京大学出版会 229ページ。
- (2) 以下『ドイツ・イデオロギー』第一巻第一章からの引用は本文中に花崎訳のページ数のみを記することにする。訳文は、適宜訂正している。
- (3) 細谷昂 前出 224-225ページ。
- (4) 同上 229ページ。
- (5) 石井伸男氏は、細谷氏の著書の書評で次のように述べている。

「いったい『ドイツ・イデオロギー』の執筆過程でのマルクス・エンゲルスの見解の『交錯』と『合流』は、はたして明らかに検証しうるものであろうか。筆跡からだけでは討論の結果ということもありえ、どちらの見解とも断じがたいわけで、第四章での著者の周到な論述にもかわらず、この点は胸におちたときまではいかなないのである。」（「マルクス社会観の動態的把握の試み」『唯物論研究』第3号 汐文社、85ページ）

「周到な論述にもかわらず」という点をのぞけば、わたくしは石井氏の見解に全面的に賛成である。細谷氏の論述が如何に「周到」でないかは行論で明らかにされるであろうが、ここで一つだけ例をあげておけば次のおりである。

氏は、「共産主義とは、われわれにとって成就されるべきなんらかの<sup>・</sup>状態（Zustand）、現実がそれへ向けて形成されるべきなんらかの<sup>・</sup>理想（Ideal）ではない。われわれは、現状を止揚する<sup>・</sup>現実の運動を、共産主義と名づけている。この運動の諸条件は、いま現にある前提から生ずる。」(72)というマルクスの叙述について、「その批判点は、エンゲルスの<sup>・</sup>共産主義像が<sup>・</sup>自然的分業一般から、しかもその否定面のうらがえしとしての<sup>・</sup>理想像として説かれているところにおかれていたとみることができよう。」（細谷昂 前出181ページ）と述べられている。しかし、このマルクスの叙述は、使用している用語からしても内容からしても次のシュテイルナーの主張に向けられたものであることは明らかである。

「共産主義の省察と結論は、ごく簡明であるように思われる。事が現況のごとくであるとするならば、それゆえ、現在の国家関係のもとでは、人は他者に対立してあり、まさに多数者が少数者に対して不利益をうけている。物事がかかる状態（Stande）にあるとき、後者が福祉の状態（Wohlstande）にあるのに対して、前

者は窮乏の状態 (Notstande) にある。ゆえに、事物の現状態 (gegenmärtige Stand), つまり国家 [Staat (status=Stande)] が廃絶されねばならぬ。そして、それに代わるものは? 個別的な福祉の状態にかえるに——普遍的な福祉の状態, 万人の福祉, ということだ。」(M. Stirner, *Der Einzige und sein Eigentum*, P. Reclam jun. S. 140—141。片岡啓治訳『唯一者とその所有』上現代思潮社157頁)。

「これに対するに、共産主義は、一切の個人的所有の揚棄によって、なんらかの他者への、つまり普遍性あるいは総体への従属へと、なおいっそう私を押しやるだけのことであって、共産主義はたえずあれほどにも『国家』を攻撃しているながら、その意図するところは同じく、一国家・Statusであり、私の自由な運動を阻む一状態 (Zustand), 私にたいする君臨であるのだ。」(ibid., S. 301。邦訳 前出下154—155頁)

(6) 細谷昂 前出 229ページ。

(7) しかし、それが現実に「桎梏」になるのは、その社会が末期にさしかかったときであろう。マルクスは「革命を遂行する階級は、つねにある他の階級に対立しているはずなのに、最初から階級をでなく、全社会を代表するものだと称して登場する。その階級は、ひとり支配権をふるう階級と向きあう場合には社会の全大衆としてあらわれる。」(99) という個所に「共同の利益の幻想, 当初においては (im Anfang) この幻想は真実であった」(103) と注記している。「当初においては」というのは、国家が成立した「当初においては」ということであろう。つまり、国家が成立した当初においては、その国家は現実的に全社会の利益を代表しているというわけである。

## 二

すでに見たようにマルクス・エンゲルスは「分業と同時に、各個人あるいは各家族の利害と、相互に交通しあうすべての諸個人の共同の利害とのあいだの矛盾が生ずる。しかもこの共同の利害は、ただたんに表象のうちに『普遍的なもの』としてあるのではなくて、何よりもまず現実のうちに、相互に分業していることによって依存しあっている諸個人の関係として実在する。」(65) としている。およそ人間は孤立しては存在できず、他の人間と一定の関係をとり結び、協働し、相互に補完し、依存しあうことによってのみ生存するということは言うまでもないこと



である。マルクスはすでに「ミル評注」において「類的生活・真に人間的な生活のために人間が営む相互的な補完行為」<sup>(1)</sup>を「人間の共同的本質」(Gemeinwesen der Menschen)としてとらえ、そして「この共同的本質が存在するか否かは、人間によって左右されることではない。だが人間が、自己を人間として認識しておらず、それゆえ世界を人間的に組織しおえていないうちは、この共同的本質は疎外の形態のもとで現象するのである。」<sup>(2)</sup>としているが、『ドイツ・イデオロギー』の「共同利害」の概念の内容はこの「人間の共同的本質」と基本的に同じものであろう。分業は「共同的本質」=共同利害の「疎外の形態」にはかならない。だからこそ、その共同利害は特殊利害と矛盾し、したがってまたそれは「幻想的な共同利害」の姿態をとらなければならないのである。

共同利害、すなわち人間が生産において相互に補完し、依存しあわなければならないこと、これは確かに人間の本質であるが、しかしこれまで人間はこのことを認識し、自覚して意識的、計画的にこの共同利害=相互依存関係をつくりだしてきたのではない。分業を通じて、つまり、諸個人をある特定の限られた活動領域に拘束することによって自然成長的にそれを形成してきたのである。したがって、異なる社会的役割、異なる社会的地位、量的にも質的にも異なる生産物の配分において、すなわち諸利害の相対立する階級的諸関係においてそれをつくりだしてきたのである。言い換えれば、すべての諸個人が自己の特殊利害を求めて押し合いへしあいしながら、彼らの知らないうちに自然成長的につくりだされてきたものである。そしてこの共同利害が今度は諸個人の特殊利害を彼らの意志にかかわりなく、否むしろそれに逆らって制約し、規定してくるのであり、したがってそれは彼らに対して「疎遠なもの」「独立なもの」として現われるのである。

一方において諸個人は相互に依存しあわなければならないが、他方において諸個人はもっぱら自己の利益のみを求めて相互に対立しあわなければならない。<sup>(3)</sup> エンゲルスはこの矛盾について分かりやすく次のように述べている。

「諸君、この窮状の真の原因はなんであろうか？中間階級の没落、貧富のけわしい対立、商業の停滞とその結果としての資本の浪費は、なにから生じるのであろうか？それは、利害関係の分散以外の原因から生じるものではない。われわれはみな、おのおのの私利のために働いていて、他人の福祉のことなどは気かけない。しかし、各人の利益、福祉、幸福が彼の同胞のそれと切っても切れないように結びついていることは、明瞭な、自明な真理である。われわれはだれひとりとして同胞と離れてやっていけるものはなく、利害関係そのものがわれわれの全員を結びあわせていることを、われわれはみな認めなければならない。それなのに、われわれは、われわれの利害関係が同一ではなくて、まったく対立しあっているかのように、自分の社会を組織している。この根本的な迷妄の結果がどういうものであるかということは、すでに見たとおりである。もしこの悪い結果をとりのぞきたいなら、われわれは根本的な迷妄をたださなければならない。」<sup>(4)</sup>

エンゲルスがここで問題にしている「根本的な迷妄」は、資本主義的生産について述べたものであるが、しかしこれはこれまでの奴隷制や封建制の社会についても妥当することである。この矛盾のために共同利害＝相互依存性は、現実の利害関係から、すなわち物質的な利害関係＝生産関係から切り離されて独自の領域を、つまり国家という領域を形成せざるをえず、それにおいて共同利害と特殊利害の対立する物質的生産の領域に「実践的に介入」し、それを「制御」しなければならない。国家というものは物質的な利害関係＝生産関係を基礎としてそこから生じたものであるが、しかし、それはそれ自体として独立に存在しうるかのように現れるのであり、そしてここに「共同利害の国家としての自立化」ということの内容があると思われるのである。

共同利害、すなわち人間の共同的本質は本来生産における相互依存性として存在しているにもかかわらず、しかしそれが自然成長的に形成され、したがって特殊利害と対立するために、生産から切り離されて国家という形態においてそれがはじめて存在するものとしてたち現われてく

るのである。

国家が体現するところの共同利害は現実的利害＝物質的利害から切り離されているのであるから、したがって国家それ自体はそれが共同利害を体現しているといっても、その共同利害は物質的な利害ではないのである。国家それ自体が共同利害なのである。利害という言葉にとらわれて、次章で考察するように、そこに物質的あるいは同じことであるが経済的な利害を思い浮かべるとすれば『ドイツ・イデオロギー』の国家論の理解を根本的に誤ることになるであろう。

このように共同利害が物質的な生産の領域から切り離されて国家として自立的な姿態をとるならば、それは物質的な利害関係から切り離されているのであるから、国家や法は、つまり、自立化した共同利害は「一つの普遍的概念から、究極的には人間の概念とでもいったようなものから生じたものであり、またこの概念のために実施されてきたものである」<sup>(5)</sup>としてとらえられることになるのである。

- (1) マルクス「ジェームズ・ミル著『政治経済学要綱』（J・T・パリゾ訳、パリ、1823年）からの抜粋。」マルクス・エンゲルス全集第40巻370ページ。
- (2) 同上。
- (3) 『ドイツ・イデオロギー』の「共同利害と特殊利害の矛盾」というのは分業によって自然成長的に形成された生産関係のもとにおける諸個人の相互依存と相互対立の矛盾として理解しうるであろう。この矛盾は、具体的には階級的な関係としてとらえられる。自由民と奴隷、領主と農奴、ブルジョアジーとプロレタリアートは相互に依存しあわなければならないと同時にまた相互に対立しあわなければならない。
- (4) エンゲルス「エルバーフェルトにおける二つの演説」マルクス・エンゲルス全集第2巻565ページ。
- (5) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』マルクス・エンゲルス全集第3巻362ページ。

## 三

『ドイツ・イデオロギー』における共同利害の概念と後にエンゲルスが『反デューリング論』で述べている共同利害の概念とは区別されなければならない。エンゲルスは『反デューリング論』でまず社会階級の存在していない共同体をとりあげ、そこには「最初からある種の共同の利益が存在」<sup>(1)</sup>していたとして「争訟の解決、個々人の越権行為の抑制、水利の監視」<sup>(2)</sup>等々をあげ、これらの機能が「国家権力の端緒」<sup>(3)</sup> (die Anfänge der Staatsgewalt) であるとしている。すなわち、「共同利害」=「社会的な職務活動」<sup>(4)</sup> (gesellschaftliche Amtstätigkeit) が社会にたいして「独自化」(Verselbständigung) し、それが国家権力に転化していくことを指摘しているのであるが、しかしここでいう「共同利害」の概念は『ドイツ・イデオロギー』のそれとは異なっている。

『ドイツ・イデオロギー』の「共同利害」は分業、すなわち生産関係のうちに存在する諸個人の依存関係を指すのであり、『反デューリング論』で指摘されているようなある特定の「活動」を示すものではない。

『ドイツ・イデオロギー』における「共同利害と特殊利害の矛盾」というのは、諸個人の活動の絡み合い、つまり依存関係=共同利害が諸個人から「独立なもの」、「疎遠なもの」として諸個人の特殊的な利害に対立し、それを制約してくるということを述べたものであって、ある特定の活動=「社会的職務活動」と個人的、特殊的利害の対立について述べたものではない。つまり、「共同利害」=「社会的職務活動」が諸個人の個人的な活動とは別個に存在し、それが諸個人の個人的、特殊的利害と矛盾するというようなことではないのである。しかし、わが国では殆どの論者がこれを区別していず、『反デューリング論』の共同利害の概念をそのまま『ドイツ・イデオロギー』に当てはめているのである。ここでは、芝田進午氏にそれを代表させて見てみよう。芝田氏は、次のように述べられている。

「……………『あらゆる共同体の本性』から必然的に『共同事務の遂行』

がうまれるのであって、たとえば、水利の管理、紛争の裁決等々がそれである。もちろん、原始共同体では、いまだ個人は分化せず、種族ないし氏族に埋没しており、したがって共同利害は、特殊利害・個別利害と直接的に統一されていた。だが、分業の発展とともに、諸共同体はより大きな一つの共同体群に成長し、群全体の共同利害をまもる公的機関が必要となる。また対内的には、私有財産と階級の発生とともに、共同利害と特殊利害・個別利害は分裂し、指導労働ならびに『共同事務』の遂行は搾取活動ならびに支配＝隷属関係の形態をとる。この『共同利害と特殊利害との矛盾』にもとづいて、またこの矛盾を解決するために、支配階級は、共同利害を『個別および全体の現実的利害』からきりはなし、これに『幻想的共同性』の形態をあたえ、また対内的にも対外的にも自分たちにこれにもとづいた『組織の形態』をあたえる。他方、共同体の共同事務の機関と職務の執行をまかされた人びとは、分業の発展とともに、これを世襲化し、社会にたいして特殊な利害をもつようになり、また社会から独立するようになり、かくして、特殊利害を社会から疎外せる独立な利害として、すなわち特殊なそして独自の『一般利害』としておしだすようになる。このようにしてうまれる幻想的な『組織形態』が国家にほかならない」<sup>(5)</sup>

この叙述は『ドイツ・イデオロギー』と『反デューリング論』で展開されている「共同利害」論を適当にまぜあわせて創作されたものであるが、しかし多くの問題をもっているように思われる。『ドイツ・イデオロギー』と『反デューリング論』とでは同じように国家発生の問題をとり扱っているとはいえ、そのとり扱いかたがまったく異なっているのである。しかし、氏はその点には考慮を払われていない。『ドイツ・イデオロギー』が問題にしているのは国家発生 of 客観的な根拠である。そして、マルクス・エンゲルスはその根拠を分業のうちに存在する共同利害と特殊利害の矛盾（この矛盾は結局は階級矛盾に帰着すると思われる）に求めているのである。<sup>(6)</sup>「幻想的な共同性」というのは物質的な依存関係にたいして、それから外見上独立に存在する国家＝政治的な領域そのもの

を指しているのである。

これにたいして『反デューリング論』が問題にしているのは、国家発生の如何にしてである。つまり、無階級社会から階級が、したがって国家が如何にして発生したかを問題にしているのであり、そしてこのときに「共同利害」=「共同事務」（水利の管理、紛争の解決等々）が重要な役割を演じるのである。この「共同利害」の担当者が社会の「召使」からしだいに社会の「主人」に転化していくのであるが、しかしこのことと『ドイツ・イデオロギー』が述べている「共同利害」が「個別および全体の利害からきりはな」され、それが「幻想的な共同性の形態」をとるといふこととは何の共通性もない。

氏は『ドイツ・イデオロギー』の「共同利害」を『反デューリング論』のそれと同じものとして理解されているのであるが、そうすれば「水利の管理や紛争の裁決等々」が「個別および全体の現実的利害からきりはな」され、それらが「幻想的な共同性の形態」をとるといふことになる。しかし、「現実的」に考えて「水利の管理や紛争の裁決等々」が「個別および全体の現実的な利害からきりはな」されたのでは、およそ社会が社会として成り立っていかないのではあるまいか？社会が社会として成り立っていくためには、「水利の管理や紛争の裁決等々」が常に「個別および全体の現実的な利害」と結びつき、「現実的に」解決されなければならないのではあるまいか。だからこそエンゲルスは「どこでも政治的支配の基礎には社会的な職務活動があったということ、また政治的支配は、それが自己のこういう社会的な職務活動を果たした場合にだけ長くつづいた」<sup>(7)</sup>と述べているのではなからうか。氏は、このように『ドイツ・イデオロギー』の共同利害の概念を『反デューリング論』のそれと同一視するという誤りを基礎に、さらにいくつかの誤りを積み重ねられる。<sup>(8)</sup>

氏は、『反デューリング論』で述べられている共同の利益を保護する「機関」が社会にたいして「独自化」していくということを、『ドイツ・イデオロギー』で述べられている共同利害が「個別および全体の現実的利害からきりはなされる」(65)ということと同じ意味に理解されている。し

かし、『反デューリング論』のいう「独自化」は「共同利害」の保護を委託された人々が、委任者にたいして特殊な利害関係をもつようになるということ、具体的に言えば、その担当者が社会的な役割においても、生産物の分配においても、他の人々とは異なる特殊な地位を獲得するようになるということ、そしてそれが「時とともに強まって社会にたいする支配を」<sup>(9)</sup>手に入れ、社会の「主人に転化」<sup>(10)</sup>していくということである。これに対して『ドイツ・イデオロギー』の共同利害が「個別および全体の現実的利害からきりはなされる」というのは、物質的な生産諸関係の外にあるいは上に共同利害＝依存関係の領域が、つまり国家＝政治的秩序が形成されるということである。

さらにもう一つの誤りは、『ドイツ・イデオロギー』の「この共同の利害は、彼らには『疎遠な』そして彼らから『独立』なもの、それ自体ふたたび特殊なかつ独特な『普遍』(氏は「一般」と訳されている)利害とみなされる。」(66-67)という叙述を「共同体の共同事務の機関と職務の執行をまかされた人びと」がこれを「世襲化」したり、「社会にたいして特殊な利害をも」ったり、「社会から独立するように」なることだと理解されていることである。『ドイツ・イデオロギー』で言っている「特殊なかつ独特な『普遍』利害」というのは国家＝政治的秩序そのものを指しているのである。このことは、上の引用に続く「あるいは彼ら自身、民主制の場合のように、この分裂のなかで動かざるをえない。」(67)という叙述が明白に示している。「この分裂」というのは、特殊利害の領域としての「市民社会」と「普遍利害」の領域としての国家＝政治的社会的分裂のことを言っているのである。<sup>(11)</sup>

(1) エンゲルス『反デューリング論』マルクス・エンゲルス全集第20巻185ページ。

(2) 同上。

(3) 同上。

(4) 同上186ページ。

(5) 芝田進午『人間性と人格の理論』青木書店 266ページ。

(6) 氏は『ドイツ・イデオロギー』で述べられている「共同利害と特殊利害との矛盾」

を社会の「共同事務の遂行は搾取活動ならびに支配＝隷属の形態をとる」からそこに「矛盾」が生じ、そしてその「矛盾を解決する」ために「支配階級」は「幻想的な組織形態」＝国家を形成するのでであると主張されるわけであるが——『ドイツ・イデオロギー』の叙述からこのような結論をひきだすことはとうてい無理であるが、だがその点は措くとして——、しかしそうすれば国家発生の客観的な根拠は支配階級と被支配階級との「矛盾」にあるのではなくて、支配階級によって担当されるところの「共同利害」＝「共同事務」と「特殊利害との矛盾」にあるということになる。しかし、この結論には氏自身も賛成できないのではあるまいか。

(7) エンゲルス『反デューリング論』前出 186ページ。

(8) 望月氏も『ドイツ・イデオロギー』の「共同利害」を『反デューリング論』のそれと同じように理解して、次のように述べられる。

「ところで『ドイツ・イデオロギー』は国家をどうとらえているか。これをみよう。

社会における諸個人は、自分だけの特殊利益(特殊利害とも訳せる。以下同様)を追求するだけでなく、自分をとりかこむ共存体(村・町・国・市場など)の利益つまり共同利害をも追求する。しかし両者はつねに両立するとは限らない。この矛盾を諸個人は、共同利害に『独立の力』を賦与しそれに自発的に服従する、というかたちで解決する。たとえば、村の水路を保守するために、村人たちは協議して規則をつくり、だれか個人あるいは機関にその規則の執行権力をゆだねる。罰則付きの強制は個人にとっては時に疎ましいが、水路保守労働は結局は各人の特殊利益になって還元されるはずだ。ここまではよい。

しかし、こうして外化された被造物たる権力は必ずや諸個人の手の及ばぬ疎遠な力となり、逆に諸個人を支配しにかかる。『ドイツ・イデオロギー』は、国家をこのように外化＝疎外された共同利益の形態と解するのである。」(望月清司 他著『マルクス 著作と思想』有斐閣新書 68頁)。

諸個人は特殊利益と共同利益の矛盾を「共同利益に『独立の力』を賦与しそれに自発的に服従する、というかたちで解決」するのに、どうして「罰則付きの強制」が必要になるのか、そしてそれが「時に疎まし」くなるのか、また「ここまではよい」権力が、どうして急に「諸個人の手のおよばぬ疎遠な力」になるのかすこしも理解しえないのであるが、しかしそれは措くしよう。氏は、ここで『ドイツ・イデオロギー』の国家論を解説されているわけであるが、しかし『ドイツ・イデオロギー』は決して「諸個人は、自分だけの特殊利益を追求するだけでなく、共同利益をも追求する」というようなことは述べていない。反対に「諸個人が、ただ彼らの特殊な・彼らにとって彼らの共同の利害とは一致しない利害のみ(nur)を追求するからこそ、この共同利害は、彼らには『疎遠な』そして彼らから『独立』なものの、それ自体ふたたび特殊なかつ独特な『普遍』利害とみなされる。」(66～67)と述べているのである。ここでいう「共同の利害」が『反デューリング論』で言うよ



うな水利の管理といったような性質のものであれば、それは多くの諸個人にとって必要不可欠のものであり、したがって「諸個人が、ただ彼らの特殊な・彼らにとって彼らの共同の利害とは一致しない利害のみを追求する」ということは言いえない。したがって氏は、諸個人は「共同利益をも追求する」と手直しされたのであろうが、しかし、それは氏の国家論であって、『ドイツ・イデオロギー』の国家論の解説としては誤った解説であるといわなければならない。

(9) エンゲルス『反デューリング論』前出 185ページ。

(10) 同上 186ページ。

(11) マルクスは、この「分裂」についてすでに次のように述べている。「政治的国家が真に発達をとげたところでは、人間は、ただ思考や意識においてばかりでなく、現実において、生活において、天上と地上との二重の生活を営む。すなわち、一つは政治的共同体における生活であり、そのなかで人間は自分で自分を共同的存在だともっている。もう一つは市民社会における生活であって、そのなかで人間は私人として活動し、他人を手段とみなし、自分自身をも手段にまで下落させて、ほかの勢力の玩弄物となっている。」（「ユダヤ人問題によせて」マルクス・エンゲルス全集第1巻 392ページ）。

#### 四

最後に、近代ブルジョア国家の特徴について述べた『ドイツ・イデオロギー』の説明について簡単な検討をくわえておこう。マルクス・エンゲルスは、次のように述べている。

「ブルジョアジーはもはや身分ではなくてひとつの階級なのであるから、もはや局地的にではなく、国民的な規模で自己を組織せざるをえず、彼らの平均利害にひとつの普遍的形式をあたえざるをえない。私的所有が共同体 (Gemeinwesen) から解放されることによって、国家は、市民社会のそとに、市民社会とならんで立つ独自の存在となった。しかしながら、国家とは、ブルジョアが、そとへむかっても、うちへむかっても、かれらの所有とかれらの利害とを相互に保証しあうために必要とした組織形態にほかならない。」(165)

「国家は、支配階級に属する諸個人が、かれらの共通の利害を実現し、その時代の市民社会の全体が総括される (die ganze bürgerliche

Gesellschaft einer Epoche sich zusammenfaßt) 形態であるから、そこからいっさいの共通の制度は、国家によって媒介されて、ひとつの政治的な形態をとるといことがでてくる。そこから、法律は意志にしかもその現実の土台からきりはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生じる。それと同じく、権利のほうは、それはそれでまた法律にひきおろされることになる。」(166)

「法律において、ブルジョアは、まさに階級として支配するがゆえに、自己に普遍的な表現をあたえねばならない。」(170)

以上の叙述はしばしば誤って理解されており、たとえば柴田高好氏は、次のように述べられる。

「ここにブルジョア階級の共同利害ための組織形態と市民社会の総括形態という二つの矛盾物の統一として近代国家が把握され、しかも二つのことはともにブルジョアジーがもはや身分ではなく、階級としてあらわれたところから必然的に派生するとされていることがわかる。このようにマルクスの階級国家論は、はじめから、近代ブルジョア国家を中心として、しかも階級国家であるが故にこそ超階級的な普遍的な法形態をとらざるをえないものとして把握されている。」<sup>(1)</sup>

「ブルジョア階級の共同利害ための組織形態と市民社会の総括形態という二つの矛盾物の統一として」の近代国家という主張は一見弁証法的であるが、実際には無内容な言葉の羅列でしかない。一体「市民社会の総括形態」ということはどういう内容を意味するであろうか。マルクス・エンゲルスは『ドイツ・イデオロギー』にかぎらず、他の著作においても「市民社会は国家において総括される」という意味のことをたびたび述べているが、しかしその内容を正確にとらえることは、決して容易ではない。氏はこれについて立ち入った説明を与えていないが、「ブルジョアジーは自らの国家に、同時に、法という普遍的な形式を与えざるを得ず、その面ではそれは市民社会の総括形態であり、市民社会に対する独立性をもつ。」<sup>(2)</sup>と述べられているところをみれば、「市民社会の総括形態」というのは国家に「法という普遍的な形式を与える」ことと同じ意味に理解

してさしつかえないようである。だが、これはまったく異なった二つの事柄である。

市民社会の全体が国家において「総括される」というのは、市民社会すなわち物質的利害をめぐっての諸個人、諸階級の闘争の領域が国家において、したがって支配階級の政治的な権力の支配のもとに一つの社会としてまとまる、「総括される」ということにほかならない。言い換えれば、市民社会は国家=政治権力なしには一つの社会としてはまとまらない、国家という形態においてはじめて「共同社会」としての形態をとるということである。ブルジョア社会について言うならば、支配階級であるブルジョアジーの政治的な支配のもとに一つの社会としてまとまるということであり、したがってブルジョア社会の国家の形態での総括ということと、「ブルジョア階級の共同の利害のための組織形態」ということとはなんら「矛盾」することではないのである。両者は、同じ内容の異なった表現というべきである。

次に、氏は、近代国家は「階級国家であるが故にこそ超階級的な普遍的法形態をとらざるをえないものとして把握されている」といわれるが、では近代以前の国家は「階級国家」ではないとでもいわれるのであろうか。近代以前の国家も「階級国家」であることに変わりはなく、したがって近代国家が「超階級的な普遍的法形態をとる」ということは、近代国家が「階級国家」であるということからは決して理解することはできないのである。

ここで問題なのは、階級についての一般的な理解ではなく、身分と階級についての区別である。氏は「ブルジョアが身分ではなく階級として現れる」という『ドイツ・イデオロギー』の叙述をそのまま繰り返されるだけで、階級と身分の区別については立ち入った説明はしないのであるが、しかしその十分な検討なしにはこの叙述の意味は理解しうるものではない。

階級はいうまでもなく純粋に経済的な関係によって区分されるのであり、政治的、法的諸関係はいっさい含まれず、生産の領域での諸個人の

純粹に私的・個人的な諸関係がそれをつくりだすのである。言いかえれば、諸個人がどの階級に属するかは、決して個人の固定した関係ではありえず、諸個人はさまざまな偶然によってどの階級に属することも可能となるのである。したがって、どの階級に属する諸個人の機能もまた純粹に諸個人の私的・個人的な機能であり、諸個人の私的・個人的な利益の追求からそれらの機能がなされているにすぎない。

これに対して身分は、階級区分を前提し、階級の一つの現われではあるけれども、法的、政治的諸関係をすでに含んでいるのである。身分においては、諸個人の機能、活動は諸個人の私的・個人的機能や活動ではありえず、政治的意義を、つまり社会全体の普遍的利益という意義——もちろん、それは幻想的なものではあるけれども——をもっているのである。マルクスは封建社会のもとにおける諸個人の活動について次のように述べている。

「それでもなお、市民社会のもろもろの生活機能や生活条件は、封建制度の意味ではあるが、やはり政治的であった。すなわち、それらの諸機能、諸条件は、個人を国家からしめだしながら、個人の属する職業団体の国家全体にたいする特殊な関係を、人民生活にたいする個人自身の普遍的な関係に転化させたのである。」<sup>(3)</sup>

このような諸関係を打破したのが、いうまでもなく、市民革命＝「政治的解放」である。それによって「特定の生活活動と特定の生活状況とは、たんなる個人的な意味しかもたなくなったのである。」<sup>(4)</sup>

要するに、身分においては、どの身分に属する個人の活動も普遍的・政治的意義をもっているのであるから、言いかえれば「市民社会の編成が政治的であって、政治的国家が市民社会であった」<sup>(5)</sup> のであるから、支配階級＝支配的身分は改めて「法律において自己に普遍的表現を与える」必要はないのである。身分的な支配のもとにおいては、経済的な支配がそのまま普遍的・政治的意義をもつものとして行われていたのである。

しかし、ブルジョアジーの場合は、純粹に経済的な利益を、純粹に彼らの私的・個人的な利益を求めてのみ支配するのであるから、したがっ

て彼らの支配は、それ自体としてはなんら普遍的・政治的意義をもたないのであるから、改めて自己の支配に「普遍的表現」を、つまりブルジョアジーの利益が社会成員全体の利益であるということを「法律において」表現しなければならないのである。

次に、細谷氏の主張を見てみよう。氏は、やはり先に引用した『ドイツ・イデオロギー』の叙述に関連して次のように述べている。

「近代ブルジョア社会においては、共同体から脱却することによって、国家は『市民社会の全体』を総括する『独自の存在』となり、その意味で私的所有者の私的権力ではなく公的性格をもつだけけれども、しかしブルジョアジーの『共通の利益』を保障する機関となり、こうして『共通の制度』も階級的性格をおびてたちあられることになる。」<sup>(6)</sup>

氏はマルクス・エンゲルスが「私的所有が、共同体から解放されることによって、国家は市民社会の外に、それとならんで立つ独自の存在となった」と述べているのを、「国家は市民社会の全体を総括する独自の存在となる」というように少々改訂されるのであるが、しかしこの改訂は二重三重に先のマルクス・エンゲルスの叙述を誤読したものである。まず、氏においては「総括する」ものは国家であり、「総括される」ものは市民社会である。しかし、マルクス・エンゲルスにおいては、市民社会が自らを国家という形態において総括するのである。<sup>(7)</sup>そして市民社会が自らを国家の形態で総括するのは、ブルジョア社会に特有のことではなく、「種々の段階における市民社会」(81)、すなわち階級社会一般に妥当することである。しかし、「国家は市民社会の外に、それとならんで立つ独自の存在」になるのは、ブルジョア社会に特有なことである。

市民社会が国家の形態で総括されるというのは、すでに述べたように市民社会＝諸利害の対立する物質的生産の領域はそれ自体としては社会としてまとまることはできず、国家という形態において一つの社会にまとまるということであるから、これはこれまでのすべての国家にあてはまることである。それゆえ、前近代の国家をして「私的所有者の私的権力」あるいは「公的性格」をもたない権力——別の個所では「支配階級

の私的権力」<sup>(8)</sup>とも表現されている——というのも誤っている。「私的権力」としての国家とか「公的性格」をもたない国家などというのは、「私的権力としての公権力」あるいは「公的性格をもたない公権力」というのと同じであり、形容矛盾である。

さらに氏は、マルクス・エンゲルスが「一切の共通の制度は、国家によって媒介されてひとつの政治的形態をとる」と述べているのを「『共通の制度』も階級的性格をおびてあらわれてくる」と理解されているのであるが、これも転倒した理解である。つまり、氏は「政治的形態をとる」という意味を「階級的性格をおびる」と理解されたわけであるが、しかし、ここでは「政治的形態」という用語は、氏の理解とは正反対に「非階級的性格をおびる」と理解されなければならないのである。そうでなければ、国家の「幻想的共同性」などということはおよそ問題になりえないであろう。

「政治」あるいは「政治的支配」という概念は、なるほどその最も本質的な意味においては一階級による他の階級の支配ということを示すものではあるが、しかしそれはあくまで本質的な意味においてそうなのであって、それ自体としては社会成員全体の利益、「抽象的全体」の利益＝「普遍的利益」に基づく支配ということの意味するのである。次のマルクス叙述は、かかる意味での「政治」について述べたものである。

「政治的解放は、同時に政治からの普遍的内容の仮象そのもの(*Schein selbst eines allgemeinen Inhalts*)からの市民社会の解放であった。」<sup>(9)</sup>

「革命の政治的精神の本質は、政治勢力のない階級が、国家制度と支配権からのみずからの孤立をなくそうとする傾向のなかにある。その立場は国家の立場、つまり抽象的全体 (*abstrakten Ganzen*) の立場である。そしてこの抽象的全体たるや現実生活から切り離されていることによってのみ存立し、人間の普遍的理念と個別的存立との組織的な対立なしには考えられないものなのである。」<sup>(10)</sup>

すなわち、「政治」という概念は「仮象」にすぎないとはいえ、「普遍的利益」、「抽象的全体の立場」という意味をもっており、それ自体「現

実生活」からの疎外なのである。そして先の『ドイツ・イデオロギー』の「政治的形態」という用語もこのような意味で使用されており、したがって「政治的形態」においては真の内容が、つまり階級的な支配・隷属の関係が隠蔽されているのである。マルクス・エンゲルスは「共通な制度」——これはもちろん支配階級に属するすべての個人の支配に共通している制度であり、氏が理解されているように社会の全成員にとっての「共通な制度」ではない——が「政治的形態」=「非階級的性格」ととって、「抽象的全体」の利益として現れると述べているのである。このことは、先に引用した「ブルジョアジーは……かれらの平均利害にひとつの普遍的形式をあたえざるをえない」、また別の個所で述べられている「彼ら（支配階級に属する個人……原田）の個人的支配は同時に一つの平均支配として制定されなければならない。彼らの個人的力は、多くの人々に共通的なものとして展開される生活諸条件にもとづいているのであって、彼らは支配者としてこれらの生活諸条件の存続を他の人々にたいし、かつ同時に万人にとって通用するものとして、擁護しなければならない。」<sup>(11)</sup>という叙述によっても明らかである。

- (1) 柴田高好『マルクス国家論入門』現代評論社 65ページ。
- (2) 同上。
- (3) マルクス「ユダヤ人問題によせて」マルクス・エンゲルス全集第1巻405ページ。
- (4) 同上。
- (5) マルクス「ヘーゲル国法論批判」同上 322ページ。
- (6) 細谷昂 前出 231ページ。
- (7) 安藤実氏は、「ブルジョア社会の国家の形態における総括」ということについて丹念に考察し、「国家をブルジョア社会の『総括者』として描き出している人々の見解」——この見解が今日通説的な見解になっているように思われる——に対して「しかしマルクスやエンゲルスは、国家がブルジョア社会を総括する、とはしていない。むしろ、逆である。ブルジョア社会が、国家という形態のなかにまとまるといっているのである。」(『ブルジョア社会の国家の形態における総括』について 静岡大学「法経研究」30巻3・4号30頁)と述べられている。けだし正当であり、本稿も氏の見解に多くを負っている。

(150)

- (8) 細谷昂 前出 232ページ。
- (9) マルクス「ユダヤ人問題によせて」前出 405ページ。
- (10) マルクス「論文『プロイセン国王と社会改革……プロイセン人』にたいする批判的論評」同上 445ページ。
- (11) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』前出第3巻 347ページ。
- (12) このように理解することによって「そこから、法律は意志にしかも現実の土台からひきはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる。」という叙述も首尾一貫したものとして理解することができる。「共通の制度」が「政治的な形態」をとるということは、それが全社会の利益として妥当させられるということにほかならない。ということは、相異なる諸条件のもとで、また諸利害の対立する諸条件のもとで生産し、生活している諸個人がその具体的な諸条件を捨象され、一つの「抽象的な全体」としてとらえられるということである。したがって、その「政治的な形態」を維持していく法律はまさしく「人間なるもの」の利益を体現するものとして、したがってまた、それは「現実の土台からひきはなされた、自由な意志にもとづくかのような幻想」として反映されるのである。しかし、細谷氏のように「『共通な制度』も階級的性格をおびてたちあらわれる」と理解したのでは、どうして「そこから、法律は意志にしかも現実の土台からひきはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる」ということがいえるのか理解することができないのである。